議案第111号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和37年小田原市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の170」に改める。

第2条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第4条の3第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給 する場合には100分の170」を「100分の167、5」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

令和 7 年11月28日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市の常勤の 特別職職員の期末手当の支給割合を引き上げるため提案するものであります。